

淑徳大学埼玉協賛会貸与奨学金要領

平成9年4月1日実施

(趣旨)

第1項 この要領は、修学の意志がありながらも家庭の事情等により、学費の納入が著しく困難となり学業半ばにして修学を断念せざるを得ない状況に立ち至った学生に対し、淑徳大学埼玉協賛会の資金をもって奨学金(以下「協賛会奨学金」という。)を貸与して学費の援助を図り、学業を継続させることを目的とする。

(貸与条件)

第2項 協賛会奨学金を受けることができる者は、家庭の事情等により学費の納入が著しく困難となり、学業を続けることが不可能な状況に立ち至っていること。但し、人物・学業成績・技能等が優れており健康であること。

(願い出)

第3項 協賛会奨学金を受けようとする者は、所定の願書に次の書類を添えて淑徳大学埼玉協賛会会長(以下「協賛会会長」という。)に願い出るものとする。

- 一 学費納入が困難となっていることを証明する保証人等の申し立て書等
- 二 学業成績証明書
- 三 学生厚生委員会の意見書

(選考)

第4項 協賛会会長は、協賛会奨学金を貸与する学生(以下「協賛会奨学生」という。)の選考について、学生厚生委員会にこれを委任する。

(教授会への報告)

第5項 学生厚生委員長は、協賛会奨学生の選考結果を学部教授会に報告するものとする。

(奨学生の決定)

第6項 学生厚生委員長は、前項に定める教授会への報告をした後、協賛会会長に協賛会奨学生の選考の経過及び結果について報告する。

2 協賛会会長は、前号の報告に基づき協賛会奨学生を決定する。

(貸与額)

第7項 協賛会奨学金の貸与額は、当該年度の学費相当額を限度とする。

(返還期間及び利子)

第8項 貸与された協賛会奨学金の返還は、卒業後10年間で均等返還する。

2 無利子とする。

(返還の猶予及び免除)

第9項 協賛会奨学金は次の各号の一に該当する場合、願い出によりその未返還金の全部または一部を猶予又は免除することができる。

- 一 本人が死亡したとき

- 二 不慮の事故により、第 8 項に定める返還が著しく困難であることが認められるとき
 - 三 その他特別な理由による願い出があり、協賛会会長が止むを得ないと認めたとき
- 2 猶予又は免除する金額と期間は、学生厚生委員会で審議し、協賛会会長が決定する。

(保証人)

- 第10項 協賛会奨学金を受ける学生は、保証人を定めなければならない。
- 2 保証人は、独立した生計を営み、返還能力のある者とする。

(保証人の住所変更等の届出)

- 第11項 保証人の住所変更あるいは身分に変更が生じた場合は、その旨延滞なく協賛会会長に届け出なければならない。

(誓約書)

- 第12項 協賛会奨学生として決定された者は、協賛会奨学金を受けるにあたり所定の誓約書を提出しなければならない。

(失格)

- 第13項 協賛会奨学生は次の各号の一に該当した場合はその資格を失う。
- 一 成績不良又は学則に反する行為があった場合
 - 二 退学、除籍又は学則第 46 条による懲戒処分をうけた場合
- 2 第 2 項に定める条件を喪失した場合もしくはその他協賛会奨学生として不相当と診断された場合はその資格を失う。

(事務)

- 第14項 この協賛会奨学金にかかる事務は、総務部に委託するものとする。

(その他)

- 第15項 この要領に定めのない事項については、協賛会会長と学生厚生委員長との協議により決定するものとする。

(大学院)

- 第16項 大学院の学生に対しては、「学生厚生委員会」を「大学院研究科委員会」に、「教授会」を「大学院研究科委員会」に、及び「学生厚生委員長」を「大学院研究科委員長」と読み替える。

(附則)

- 本会則は平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
- この規定は平成 16 年 1 月 20 日から施行する。
- この規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。